平成23年度　第16回外部評価委員会
地域コミュニティ活性化事業　議事概要

日時：2月 10 日(金)　9:00-9:30
場所：千代田区役所4階研修室B
対象事業：地域コミュニティ活性化事業
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　区民生活部　恩田コミュニティ担当課長

（委員会からの所感）

●今度、新たに検討会を立ち上げた際に重要な検討課題は、町会以外の幅広い地域の団体がどう関わって実行委員会を支えていくかという点である。
●例えば、富士見の冊子（平成 23 年 3 月発行「富士見地区“まちの記憶・まちの暮らし”探索ガイドブック）を見たが、学生に配りたいと思うくらいよくできていた。ああいうものは後に残るものであり、10 年経ったらもう一度つくり直すなどしても十分使える利用価値の高いものであり、評価したい。

（地域の団体）

●大学や企業など町会以外の幅広い地域の団体がどう関わって実行委員会を支えていくかが重要。
●団体・組織から事業レベルでお金を付けるのが最近の重要な流れ。
●組織自体も、NPO のような自発的なものの方が参加しやすいという流れもある。
●地域における各種組織、すなわち町会や NPO のコミュニティ活性化に資する役割を整理するとお金の付け方のヒントになる。

（競争的な仕組み）

●例えば、8つの提案があったら6つしか通らないくらいの競争的な仕組みになれば発展性が出てくる。
　⇒【区民生活部回答】
　　これまでは、事業がまとまったら審査にかけるという仕組みのため、各実行委員会は準備にゆっくりと時間をかけていた。平成 25・26 年度の枠組みを決める際には、申請期間を一定期間にまとめ、各実行委員会がお互い何をやっているかわかるような仕組みにすることによって、競争的な機能が働くようにしたい。

（補助金）

●地域に対する補助金は、縦割りでいろんなところから行くので、町会関連の補助金の実態がなかなかつかめない。

●町会への補助金を整理をするのは重要な課題。

⇒【区民生活部回答】

補助金全体の枠組みについて、来年度の予算で町会補助金そのものの在り方を検討することになっている。町会は任意団体であり、そうした地域の自主的な団体に対して団体補助というかたちで規模に応じて補助金を出している現状に対して、団体補助から事業補助化するべきかなども含めて議論していく。

●本事業がコミュニティ活性化につながるシステムなのか、根本的に見直す必要がある。

⇒【区民生活部回答】

この点については抜本的に見直さなければいけないと考えている。まずは、参加と参画、つまりイベントに来てくれる人たちと、自ら企画して動く人たちとの役割等を見直しの中できちんと整理した上で、本事業のコミュニティ活性化への有効性を議論の焦点としていきたい。

●地方では「1%支援事業」というようなものもある。従来の補助金をばらまく制度から、そういう制度に切り替えていくような自治体も出てきている。

（地域との関わり）

●40 歳未満の若手委員を一定程度実行委員会に確保するなど、地域の方の従来の認識を動かしていくには、共通の勉強会、情報交換会、アイデア交換会など、サポート体制を充実させることにより、出張所の職員が町会に働きかけしやすい環境が生まれる。

●コーディネートの役を出張所が担っていくので、そこがうまく機能しないと、せっかく補助金のやり方を変えても、町会・連合会の方にうまく伝わっていかない。

⇒【区民生活部回答】

そのとおりだと認識している。しっかりサポートしていきたい。

平成23年度 第16回外部評価委員会
新・消費生活支援事業　議事概要

日時：2月 10 日(金)　9:40−10:10
場所：千代田区役所4階研修室B
対象事業：新・消費生活支援事業
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　区民生活部　細越区民生活課長

（委員会からの所感）

●いろいろと見直しをしてもらい外部評価委員会としても指摘をした意義があった。

（事業の位置づけ）

●基本的には、商店街としてやるべき事業。

⇒【区民生活部回答】

区内商店街の消費喚起を促すことが、地域経済の屋台骨でもある商店街の活性化につながると考えて本事業を実施してきたが、本来は商店街自らが行うべきものと考えている。

●昼間区民一般の消費活性化なら、東京圏の問題となるが、千代田区がやるのは、千代田区民の支援であるから、夜間区民のための商品も揃えているような商店を支援するのがよい。

●実際にそうしたところに支援を絞るのは難しいとしても、今回の 65 歳以上、18 歳未満というところにターゲットを当てるという改正は、夜間区民のための施策に近づくという意味でやる意義がある。

●他の自治体からすれば、千代田区の昼間区民には地元に戻って消費してほしいと考えられるので、千代田区はそこで競争するのではなく、夜間区民を大事にするところで政策をつくるのが望ましい。

（来年度の変更点）

●商店街の自助努力というところが今後の制度設計では大事。

⇒【区民生活部回答】

現在導入を検討している「共通ポイントシステム」は、商店街振興組合連合会が実施主体となって IC カードのサービスの基盤をつくってもらうものである。また、「情報配信システム」も商店街振興組合連合会が主体となって導入を検討しているもので、商店街の自助努力によるものである。

●70代とか80代になってくると「情報配信システム」をうまく使える方たちがどのくらいいるのか。紙媒体も考えていく必要がある。

⇒【区民生活部回答】

この「情報配信」は、区民はもちろんのこと、広く消費者全体を対象としており、こうした対象者の中の高齢者に対してどのようにアプローチをするかというのは今後の重要な課題であると認識している。

平成23年度　第16回外部評価委員会
風ぐるま（地域福祉タクシー）議事概要

日時：2月 10 日(金)　10:20-10:50
場所：千代田区役所4階研修室B
対象事業：風ぐるま（地域福祉タクシー）
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　保健福祉部　関福祉総務課長

（委員会からの所感）

●平成 24 年度に検討会を設置して検討するということは、外部評価委員会としても提言したかいがあった。

（事業目的及び今後の方向性）

●「地域福祉タクシーの位置づけを見直す考えはない」とのことだが、やはり保健福祉部として、「交通弱者」のための交通手段であるというふうに明確に位置づけるべきではないか。利用者の拡大よりも、いかに本当に弱者の人たちが使えているかを問題ととらえれば、無料乗車証の割合が高い方が望ましいという評価があっても良い。

●例えば、武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」は、距離を測って路線バスから 500m 以上離れているところを通っている。

●しかし、千代田区では、500m 間隔に公共交通機関がないところというのは、一部であろうから、（交通不便を解消するためのコミュニティバスとしてではなく）福祉目的のバスとして、位置づけていく方向が望ましい。

●ただし、福祉目的自体がペイしない（財政負担が重い）なら、福祉目的だけではなく、一般の方も利用するコミュニティバス的なかたちでも続けていくことはあり得ると思うが、本来の目的の方が乗車できないことのないようにすべき。

⇒【保健福祉部回答】

千代田区の場合は地下鉄がほとんどで、健常者だと 500m は歩けてしまうが、お年寄りの場合は 100m も歩けない方がいる。風ぐるまは福祉目的に限定していないが、誰でも乗れるが基本的には全てが優先席というようなコンセプトの周知もあらためて必要かもしれない。この点についても、平成 24 年度に設置する検討会の中で検討していく。

（平成 24 年度に設置する検討会）

●区民参加会議の意見の中でも、世代や利用者層によって、様々な要望が出ていた。この点を踏まえると、平成 24 年度に設置するという検討会に風ぐるま利用者を入れ

た場合、一定の方向性を見出すのは難しいのではないか。

⇒【保健福祉部回答】

基本的には実際の利用者というよりは、公募するか、例えば民生委員だとか、そういう方たちを想定している。

●本事業の仕組みについて知ってもらった上で、ディスカッションをして、要望ではなく一定の方向性を示せるようなやり方を工夫した方がよい。

⇒【保健福祉部回答】

来年度は「バリアフリーマップ」を作成する予定。これに関しても会議体をつくり、「千代田区のバリアフリー」ではなく、「ユニバーサルデザイン」という考え方であらためて街全体を見直してマップを作成し、普及啓発を図っていく。こうした流れの中で、風ぐるまについてもあわせて検討していく。

（成果把握）

●見直し後の新たな指標及び目標値は、「利用者満足度」80%とのことだが、問題はむしろ「利用しない人」の声を聞いているかどうか。

●福祉目的で交通弱者のための交通手段として確保するということであれば、どれだけ交通弱者が利用できているかということを事業成果として把握すべき。

●外出機会の誘導によるひきこもり防止や介護予防の目的から60歳以上を無料としたとのことだが、例えばどのくらいひきこもりが減ったのかという効果を把握できないか。

⇒【保健福祉部回答】

例えば、風ぐるまの運行により、ひきこもり対策や介護予防の効果が出て、高齢者の医療費削減につながったというような「費用対効果」を出すことができれば良いが、効果把握のためそうした部分の取り組みについての調査・研究は今後の課題である。

平成23年度　第16回外部評価委員会
在宅支援ホームヘルプサービス議事概要

日時：2月 10 日(金)　11:00-11:30
場所：千代田区役所4階研修室B
対象事業：　在宅支援ホームヘルプサービス
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　保健福祉部　笛木副参事（特命担当）

（事業の位置づけ）

●施設と在宅の格差是正という点は重要。こういう上乗せサービスはあってもよい。

●要介護度の低い人たちについては、施設に入る必要性は低いと思われるため、この点は本事業でも十分に考慮すべき。

⇒【保健福祉部回答】

本事業では介護度の低い自立から要支援2までの方には、「生活援助」のみのサービスに限定している。利用時間数も週2時間までと低く設定している。ただ、同様の事業を行っている3区、中央、墨田、渋谷と比べても、自立を対象としているのは、本区のみであり、このような要介護度認定非該当や要介護度の低いケースを対象外とする、あるいは利用者の負担割合を引き上げる等の利用制限のあり方については、検証が必要であると考えている。この点については平成 24 年度検討する。

（今後の見直しの方向性）

●今後、負担を1割から上げた場合、「施設と在宅の格差是正」という目的とはバッティングしてしまうおそれがある。本来同じサービスを受けられるくらいの程度であるのに、2割、3割と高い負担の人がいるということにもなる。

●一方で、「介護負担者の負担軽減」という目的も考慮した場合、2割、3割負担でも使いたいというニーズが出てくる。「格差是正」だけにしてしまうと、やはり一律に安くしておかないといけないが、「介護負担者の軽減」ということを考えると、もう少しメニューがたくさんあった方がいいという視点にもつながる。

●今後の財政負担のことを考えるときには、「格差是正」一本やりでいくと、目的と財政負担との兼ね合いが難しくなる。

（事業の仕組み）

●ケアマネージャーが中立的な立場であるという制度設計となっているが、実態としては、事業者の中に組み込まれている場合が多いのではないか。

●一般論として、サービスを提供したい側が提供できる仕組みだと、コントロールが効かないおそれがある。

⇒【保健福祉部回答】

ケアマネージャーは独立した資格の持ち主であるが、事業所の立場でもあるということは区としても認識しており、公平性を期すため介護保険の認定申請書類に加え、どのように介護サービスを利用するのかについて本人や家族、担当医等が様々に意見を記入する書類得お提出してもらい、本当に介護保険以外にもこのサービスが必要だということを検証している。

今後は、さらに効果を高めるため、介護保険認定者の中から特に本事業を使っている方をピックアップし、その後の検証も行っていく。

（ニーズ実態把握）

●このサービスは「生活援助」の方に重きを置いている印象を受けた。今後、申請内容の「適切な検証方法」を検討する際には、一人暮らしの世帯の高齢者の方とか、高齢者のみの世帯の方たちが、どの程度「生活援助」を必要としているか、実態を把握することが必要。

●今後対象者が増えていく中で、ただ単に申請を受けるだけではなく、どこまでを支援の対象としていくのかを判断するための材料として、データを集約していくことが非常に重要。

⇒【保健福祉部回答】

検証が必要であると認識している。検証の方法等については平成 24 年度に検討する。

（見直しのスピード）

●検証、検討、意思決定のスピードが求められている。地域福祉に関することなので、関係者等との調整に時間を要するというのは理解できるがスピードが少し遅いのではないか。

⇒【保健福祉部回答】

この外部報告書が出て2か月ほど経つが、提言を踏まえて、部として検討をしなければいけないという認識に立っていることは間違いない。現在のところ、実際の検討段階にまでは入っていないが、区民のサービスの低下につながらないよう、いろいろな意見を聞きながら慎重に進めていくべきものと考えている。

（成果把握）

●登録者数が多くなればいいという事業ではないので、見直し後の新指標はよい。放っておけば悪化していくのが普通であり、改善までいかなくとも現在の介護度が維持できればそれは望ましいことと判断できる。

平成23年度 第16回外部評価委員会
各 種 健 診 ・が ん 検 診 議 事 概 要

日時：2月 10 日(金)　11:40−12:10
場所：千代田区役所4階研修室B
対象事業：各種健診・がん検診
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　保健福祉部　清古保健所長、新治保険年金課長、高木健康推進課長

（委員会からの所感）

●今回、早速対応していただいたことについて外部評価委員会として感謝したい。

（区の役割）

●区の役割として、保険者としての役割と「住民の健康を守る」という役割がある。

●区民全体の健康を守るという意味では、保険者の枠を超えて、会社で健康診断を受ける一般企業に勤務している人たちも含めて、区民がどのくらい健康診断を受けているかということも本来は把握した方がよい。

⇒【保健福祉部回答】

今年度は、「保健福祉総合計画」という行政計画の改定年にあたるため、区民に無作為抽出アンケートを実施した。その質問の中にそういう項目も入れ、区民の健診受診状況の把握に努めているところ。

がん検診の目標は、国の方では 50%という数字が出されているが、アンケートを実施した結果、相当数が会社等の人間ドック等を受けていることがわかり、自治体の実施する健診としての目標値は 30%とした。

また、そもそも健診の目的は、区民の皆さんに受けてもらい、健康管理に努めてもらうということなので、国保の方に限らず意識啓発に努めていく。

（受診率向上）

●企業の健康保険組合の場合は、規模が比較的小さいので、早期発見で医療費を下げる効果ができることが見えやすく、従業員に対し健診受診を勧奨するインセンティブが働きやすい。

●国民健康保険の場合、一人ひとりの健診を受けることが財政に寄与するのは確かだが、（企業の健康保険組合と比べて）区の規模になると、保険者と一人ひとりの距離が遠くなるため、受診率がなかなか上がらないという背景もある。

●しかし、早期発見によるメリットを広く周知することにより、受診率向上を目指すしかないと思われ、そこはきっちりやる必要がある。

●健診受診率が上げるには、やはり「自己管理の意識」を上げることも重要。この意

識をどう高めていくかが鍵になるので、区民に PR する際には、この「自己管理の意識」の部分を重点的に行うべき。

（来年度の変更点）

●「精密検査結果の文書料」を新しく設定して、医療機関からがんの早期発見データの回収率を高めようという取組は評価したい。積極的に進めるべき。

●早期治療につながってよかったという体験談も PR していくということだが、こういう取組みは非常に重要。

（成果把握）

●「早期発見のメリット」だけでなく、「健康であることが確認できたこと」自体が健診のメリットなのだという発想に基づいて、「健診を受けて何も発見されなかった人の比率」などが把握できれば、「区民の健康度」がわかる。これまで、そういう指標は見たことはないが、工夫していただきたい。

平成23年度 第17回外部評価委員会
次 世 代 育 成 住 宅 助 成　議 事 概 要

日時：2月 13 日(月)　13:15-13:45
場所：千代田区役所4階 403 会議室
対象事業：次世代育成住宅助成
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　まちづくり推進部　鈴木まちづくり総務課長

（事業目的の明確化）

●事業目的の明確化が必要。なぜ千代田区がこういう事業をやっているのかということをもっとはっきりと示すべき。

●経済的に困窮して税金を滞納しているような立場の住民からすると、比較的豊かな人がなぜ家賃助成をもらっているのかということになる。

●千代田区としてこういう考えのもとに助成をしているということを明確に説明し、区民全員とは言わないまでも少なくとも過半数の人が、この事業について納得している必要がある。

⇒【まちづくり推進部回答】

現在、「町会加入」が助成要件になっているが、実態としては、必ずしも実際に町会活動等に参加しているわけではない。

ただ、基本的な考え方として、町会加入や地域コミュニティ活動については、強制的にやってもらうことではないので、来年度から再来年度にかけて、町会の人たちと区の意見交換会など、地域活動をしている人との話し合いを通じて、多くの方に地域コミュニティ活動を行ってもらうために何が必要か検討していきたい。

また、今回の区民アンケートの中でも本事業の認知度は低かったので、行政として一層この地域コミュニティの問題を周知していく。

（事業実施スキーム）

●開発協力金は、ある意味で千代田区の特殊事情から生まれてくる財源で、その配分の仕方をどうするかというのは重要な問題。

●開発協力金は、特定財源になっているわけではないので、千代田区全体にとって良い使い方するにはどうするかという視点から考えていく必要がある。

●全体の住宅施策の中で本事業をどう位置づけるかが非常に重要。

●基本的にはもっと広く呼びかける必要がある。例えば、千代田区に住めば1年後から個人住民税が半額になるとか、そういう制度であれば、若い世代が千代田区に押し寄せてくる可能性がある。こうした手法の方が高い効果が期待できる。

●今、千代田区に住んでいる人に住み続けてもらうことも大切だが、千代田区に住みたいと思っている人を新たに呼び寄せることを考えた方がよい。潜在的な対象者は

千代田区に住んでいる人の何十倍もいるはず。そういう呼びかけ方の方が、千代田区居住を呼びかける方法としては優れていると思われる。

（補助のあり方）

●開発協力金の目的や千代田区定住促進といった本事業の目的を考え合わせると、「助成制度」という住民に対する直接的な補助制度は、目的に対してミスマッチなツールではないか。

●直接的な補助は格差の是正を目的として困っている人に対して行い、中堅所得者層に対しては、供給者側、すなわち賃貸マンションを供給する事業者やデベロッパーなどへの補助を行う手法が、一般的には採られている。

●本来は本当に困っている人にしか行政は補助するべきではないという住宅政策の前提があるはず。

●とはいえ、千代田区の地域特性を踏まえると、所得がある程度あっても、例えば子育てがしやすいような住宅が供給されるような環境づくりが求められているのかもしれない。そうであれば、直接的に住民に補助するのではなくて、供給者側へ補助等をすることにより定住へ向けた環境づくりを促進した方が、自発的な定住につながるかもしれない。

（利用者への協力要請）

●本事業利用者には、コミュニティ活動に参加してもらうことも大事だが、区の施策に対しても意見を出してもらうような協力をしてもらってはどうか。

●中堅所得でファミリー世帯ということである程度対象が絞られているので、単なるばらまきアンケートではなくて、詳しい聞き取り調査を実施してはどうか。

●実際に事業を利用している方たちに PR についての意見も聞けば、多くのヒントが得られるはず。

⇒ 【まちづくり推進部回答】

そのとおりだと考える。これまでそういう議論がなかった。区の施策に対してどういうところが不足しているのかなど聞いてみるのもひとつの方法だ。

（成果把握）

●見直し後の新指標が「利用世帯の定住率」、目標値が 75%となっているが、「定住」をどういう定義にするかはきちんと整理すべき。

⇒ 【まちづくり推進部回答】

今回初めて「定住率」の指標をつくった。今後、実態調査を実施した結果、実際どの程度の定住率が出てくるかわからないが、子育てなどが済んだ後も、全ての利用世帯に引き続き住んでほしいという思いはあるものの、75%という目標値を設定したのは、利用世帯の4世帯に3世帯くらいには定住してほしいということ。「定住」の定義に関しては 10 年程度のタイムスパンで捉えようと考えている。

（PR 手法）

●本事業は、区内に住んでいる方を対象としている。今、住んでいる人に対してどうPRしていくかということがより重要。

●その点、「反映状況報告」にはPR方法の改善策として「平成24年度以降は、担当窓口だけでなく転居・転入手続きを行う総合窓口での周知を強化する」とあるが、転居、転入の手続に来る方に本事業を周知しても遅い。

●区のホームページや広報誌等をさらにどうすれば見てもらえるのか、福祉事業などと連携して周知できないか、多くの区民が集まるところに広告を張れないかなど、PR手法に関して検討すべきことは多い。

●例えば「行政がどんな支援をしているか」を紹介する不動産屋のウェブサイトがある。こういったものを活用することも検討すべき。

⇒ 【まちづくり推進部回答】

確かに、こういう制度があっても知らなくて助成を受けられないということもあると思うのでPR方法について検討していく。

●「反映状況報告」には、「不動産仲介業者との連携による周知」とあるが、通常、引越し先を検討する際には、自分が住みたい地域を選んでその近辺の不動産屋に行く。例えば、文京区に住みたいと思ったら最初から文京区の不動産屋に行ってしまうので、区内の不動産者というのもちょっと違うのではないか。

平成23年度　第17回外部評価委員会
ヒートアイランド対 策 の 推 進 議 事 概 要

日時：2月 13 日(月)　13:55-14:25
場所：千代田区役所4階 403 会議室
対象事業：ヒートアイランド対策の推進
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員
　　環境安全部　黒川環境安全部長、大塚環境・温暖化対策課副参事

（実施主体、施策の範囲、区の役割）

●ヒートアイランド対策に日本全体としてどう臨むか、国が何をし、都が何をし、区が何をするかという全体像が理解できない。

●例えば「ゴーヤ苗の配付」がヒートアイランド対策とどう関係するのか、ヒートアイランド対策としてそうした事業を区がやるべきなのか理解しづらい。

●予算額も少ないのでやれることは限られているが、今のままでヒートアイランド対策と本当に言えるのかどうか疑問。

（説明の仕方）

●政府として地球温暖化対策の一環でやるべきことだとは思うが、千代田区がこういう状況だから区としてこういう取組みをするというところが見えない。区民にわかるような説明が必要。

⇒【環境安全部回答】

ヒートアイランド対策を実施している近隣地域では少し温度下がるというデータはあるが、それが区全体のヒートアイランド減少の緩和にどの程度寄与しているかというのは、気候、車の利用状況など様々な要素があり、説明が難しいところがある。

●ヒートアイランド対策における区の役割がわかりづらい。助成事業も普及啓発の一環と捉えているとのことだが、この施策の位置づけをもう少しはっきり説明すれば、「これだけの予算では何もできないのでは」といった誤解が生じなくなるのではないか。

●千代田区の「ヒートアイランド対策」という事業は 10 個くらいの補助メニューだけでやっているように見られてしまうが、他の事業部でやっている事業も、ヒートアイランド対策として学校や公園の緑地化も含めて説明しないと、区全体で取り組んでいる「ヒートアイランド対策」の実態と離れてしまう。

⇒【環境安全部回答】

環境・温暖化対策課で持っている予算だけで資料をつくったため、千代田区のヒートアイランド対策の全体像が見えにくくなってしまったが、実際には、年に数回、

「温暖化対策ワーキング・グループ」を設け、他部署と連携を取りつつ対策を進めている。ただ、こうした全庁的な取組みの提示の仕方に課題があるとは認識しており、今後は区全体の取組みが見えるようにしていきたい。

●例えば、新しく事業をやる方には、こういうところにきちんと緑を整備してくださいということに区全体で取り組む。その中で建設があったり、公園があったり、教育があったりというのが普通ではないか。

⇒【環境安全部回答】

千代田区では、300 ㎡から 5,000 ㎡間の建物について、条例で千代田区の「環境計画書制度」というものをつくり、一昨年 10 月から開始している。その中で、千代田区は、省エネに配慮するだけではなくて、例えば太陽光発電を付けてください、あるいは緑を増やしてくださいということを新築の時点で指導している。

（事業目的・実施手法）

●ヒートアイランドの効果は定量的にも、実感としても把握しづらい。また、千代田区としての予算も限られており、民間の自主的な取組みを普及啓発していかざるを得ない。そのときに、補助金、助成という方法ではインセンティブを継続させるのが難しい。

●中小規模の建築物を中心に助成を続けても、自主的に助成がなくてもやるというようなことにはならないのではないか。民間事業者の自発性を喚起するような制度を組み込む必要がある。

●国とか都が実施していない「穴の部分」を中小規模の建物に限定してやる意義はあると思うが、その物理的な効果よりも、モデル事業として助成した結果や周辺の評判・実感等を宣伝するとか、何らかのフィードバックをしないと、民間の自主的な対応にはつながらない。

⇒【環境安全部回答】

例えば「緑のカーテン事業」では事業実施の前後でどのような変化があったか報告を受け、その内容をホームページで周知している。

ただ、この事業は春から夏の間だけの部分的な取組みなので、継続的に建物や土地自体からヒートアイランド化を抑えるような取組み、具体的には屋上緑化や敷地内緑化、高反射率塗装等の普及啓発が重要と考えている。

こうした取組みに対する助成は、普及啓発のための一手段でもあると考えており、その助成した結果・効果等について今後はしっかり PR していく。

●今回、対象の助成額を1万から3万にしたことは大事なことだと思うが、助成額を上げても使ってもらえないと意味がない。例えば、緑化率の低い地域において集中的に、中小の事業者さん向けに周知を図るような機会を設けるとか、制度を変えた部分が利用してもらえるよう取り組んでほしい。

⇒【環境安全部回答】

議会からも皇居を中心として当然ながら番町とか麹町の方は緑が多い、それと比較すると富士見とか神田地域については少ないということで、こちらの緑化をするよう指摘を受けている。これまでは広報誌等を通じて助成制度の周知をしてきたが、実際に工事を請け負う事業者を対象に説明をして、地元の事業者からもPRするような普及啓発の仕方も拡充していきたい。

●助成事業をPRする際には、区の姿勢が非常に重要。どうしてもこの地域の緑化率を高めたい、だから協力してほしいということを事業者を通じてではなく、区が直接的アプローチしていくことは非常に大切。

（庁内連携）

●他の事業部もそうだが、個別個別でやっていることが小さく、それぞれ連携していない。やっているならもっとPRすべき。千代田区がこれだけ真剣にやっているということをアピールすべき。もう少し横串を入れてこの庁舎の中での連携をとることが必要である。

⇒【環境安全部回答】

他部署との連携が足りないとの指摘に関しては真摯に受けとめる。ワーキング・グループでも、ただ関連部署間で情報共有するだけでなく、お互いに意見交換して、それぞれの部署がヒートアイランド対策に対してこういう寄与をしたいという意見が出てくる程度に連携していきたい。

平成23年度 第17回外部評価委員会
生 活 環 境 改 善 推 進　議 事 概 要

日時：2月 13 日(月)　14:35-15:05
場所：千代田区役所4階 403 会議室
対象事業：生活環境改善推進
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員
　　環境安全部　黒川環境安全部長、桑原危機管理担当部長

（見直し後の指標）

●見直し後の新しい指標が「年間過料処分件数減少率」ということだが、減少させるには、取り締まりを手抜きすればすぐ減少する。その観点からも、行政活動を手抜きすれば減少するような指標は望ましくない。

⇒【環境安全部回答】

委員会の指摘も踏まえて検討した結果、生活環境改善の状況を把握できるひとつのわかりやすい数値と考え、新たな指標として提示した。

●それよりも「苦情件数の減少」というような指標の方が、行政活動の指標にはなり得るのではないか。例えば年間 600 件ある苦情を1％減らすとか方が区民としても納得できるのではないか。

●定点観測によるポイ捨ての目標値が7本ということだが、もう少し何か工夫できる部分があるのではないか。

●合同パトロールは、町の状況を地域の人が共有でき、災害対策など地位この課題解決の基盤ができるという意味でよい取組みである。ただ、42 人から 45 人に目標値を上げるという目標の意味はどのあたりにあるのか。

⇒【環境安全部回答】

より多くの方にパトロールに参加してもらうことにより、参加者が町の状況を共有し、地域課題にコミットする基盤ができるものと考えている。

●むしろ、パトロールを実施するごとに気付いた課題や解決方法等を箇条書きにするなどして、蓄積していくような地道な取組みにより、例えば放置自転車の問題などの地域課題が改善されていけばいい。そういうことを指標にすることが望ましい。

（成果のPR）

●受動喫煙の問題に関しては、「受動喫煙防止対策検討委員会」という庁内設置組織で検討されているとのことだが、平成 22 年の2月に厚労省から通知が出て、もう2年経つ。この間の取組み成果があるのであれば周知したほうがよい。

⇒　【環境安全部回答】

生活環境条例そのものの取組みではないので説明が難しいところがある。ただ

これまで、この条例の趣旨を踏まえて生活環境改善のためにいろいろな調整を行ってきた。具体的には、受動喫煙防止対策の対象となる「建物内」に関しては、23年度は1つの公共施設禁煙化について住民の方と調整した。

また、公園については、分煙が望ましいという整理がされていることを受けて、公園改修に合わせ、地域の声を聞きながらこれまで4か所の喫煙所を設置してきた。

さらに、公園内に喫煙所をつくるは時間がかかるので、昨年 11・12 月「子どもが遊んでいるときは喫煙を御遠慮ください」という看板を子ども施設と隣接としている公園でいくつか設置したところ存外に評判がよい。こうした取組みを今後も進めていく。

（制度の周知）

●平成 14 年の条例制定からもう 10 年経つ。圧倒的に昼間人口が多い区なので、区民はもちろんのこと地元の事業者に本条例の意義や千代田区の取組み内容を周知すべき。特に事業者に広く知ってもらい、その会社の中で徹底して周知してもらうことが重要。

⇒　【環境安全部回答】

平成 14 年のときは、周知ポスターを職員が分担して持って配布した。その後は、毎年新入生が入ってくる大学、大きな工事現場、建築確認等の窓口などでも周知しているほか、「駅頭キャンペーン」を定期的実施し、来街者に周知している。

（今後の方向性）

●「あえて一定期間パトロールを行わないことで生活環境への影響を調査し、パトロールの効率化を図る」ということが、難しいのは理解できるが、今後もずっと同じペースで続けていくべきかどうかに関してはどこかで判断をする必要がある。

⇒　【環境安全部回答】

地域の方とパトロールしていても、「やめられないね」という話しになることもあるし、「繰り返しやっていかなければいけない息の長い活動だ」と言われることも多い。こうした声を受け止めて淡々とやっていくしかないと考えている。ただ、確かにどういう体制でどこまでやるのかについては非常に難しい判断であると認識している。

平成23年度 第17回外部評価委員会
帰 宅 困 難 者 防 災 訓 練　議 事 概 要

日時：2月 13 日(月)　15:15-15:45
場所：千代田区役所4階 403 会議室
対象事業：帰宅困難者防災訓練
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員
　　環境安全部　桑原危機管理担当部長、小川防災課長

（シェイクアウト訓練）

●「シェイクアウト」の言葉の説明を聞いても、事業の内容が伝わらず、誤解を招くのではないか。

⇒【環境安全部回答】

「シェイクアウト訓練」はアメリカのカリフォルニアで発達してきた訓練。「シェイクアウト」という言葉そのものは造語で、アメリカでやっていたノウハウを一部導入した。日本でこれだけ大きな規模でやるのは初めて。ノウハウ提供などの協力をいただいたことに敬意を表し、あえて「シェイクアウト」と横文字表記している部分がある。

また、今後、東京都や大阪府などで導入を検討しているようであり、その際にこの「シェイクアウト」という言葉で普及していくような流れがある。こうしたことを踏まえてこの言葉を使っている。

（訓練内容）

●今後は情報のやり取りを重視した訓練にするとのことだが、日常的に使用している電話、携帯、メール等の通信手段が全く使えないという前提で実施することが重要。

⇒【環境安全部回答】

情報のやり取りは、既に（各避難所、学校、公共施設、消防署、警察署等に）配備済みとなっている区との間のデジタル無線機で行う。電話等が通じない前提で、デジタル無線機で情報のやり取りをする訓練内容となっている。なお、（平成 24 年3月９日に実施する）訓練に向けて、昨年の 11 月から月に1回1時間程度、定期的な訓練を行っている。これにより、日常的にも使い慣れ、その集大成を3月９日に行うということを考えている。

●これまでの全国の災害事例では、本部に職員が集まれない、本部建物自体が被害を受けた、代替となる場所がない、など様々な状況があって、災害対策本部が設置できなかった例がある。

●東日本大震災の情報を収集したところ、災害対策本部が設置できなかったために、一番大切な初動の 24 時間の間に必要なことができなかったということがある。

●こうした訓練は、本部が機能したことを前提としているが、現実に即して、災害対策

本部が機能しなかった場合も想定しておく必要がある。

⇒【環境安全部回答】

３．11を踏まえ、発災想定時間帯を平日の昼間、休日、夜間などに分け、災害対策本部をスムーズに設置できなかった場合にどうするかも含め災害対策体制を立てている。例えば、避難所運営については、これまでは区の災害対策本部の指示により地域の町会の方たちが避難所（避難所運営協議会）を立ち上げるルールになっていたが、災害対策本部が立ち上げられない場合には、地域の判断でも避難所を立ち上げることができるように変更した。

また、これまでは、区職員が避難所の運営をする前提で訓練をやっていたが、例えば町の方だけで避難所の備蓄倉庫に行き、設備等の組み立てや本部とのやりともやってもらう。

本部となる防災課には、24 時間 365 日、必ず最低1人は職員が常駐しているので、少なくとも職員との間のやりとりはできる。そのような、区の職員によらない、町の方による避難所の立ち上げを前提とした訓練も既に始めており、今後も災害対策本部が設置できない場合の対応を進めていく。

（帰宅困難者防災訓練）

●シェイクアウト訓練の後に実施する帰宅困難者対応訓練は、各区内4か所にある地域協力会、受入施設となる大学や小・中学校などの「既存のネットワーク」がうまく機能するかどうかを検証する訓練ということで理解した。

（通信手段）

●東日本大震災のときに、みんな通信手段が全て絶たれて、何が（通信手段として）生きていたかというと、防災無線であった。

●今回、291 局増局するということだが、すべての必要な箇所に防災無線を行き渡たらせることが重要である。

⇒【環境安全部回答】

どの範囲までで配るかということということがあるが、３．11の際には配備済みのところとは非常にスムーズに連絡のやり取りができた。防災無線の配備必要箇所 291 局は、区の施設、幼稚園、小中学校、連合町会長宅、消防・警察関係など、区民の方が行くような場所である。これよりもさらに細かく、例えば 109 ある町会すべてに配ることまでは、現時点では考えていない。あまり配り過ぎても、情報の統制が取りにくくなるため、二百数十台というところが限度ではないかと考えている。

（訓練実施後の課題把握）

●シェイクアウト訓練をきっかけに、それぞれ自主的に防災に取り組んでもらうとのことだが、大事なのは、そこで何をやったか、何が課題だったかについて区がその後集約することである。

⇒【環境安全部回答】

「シェイクアウト」という仕組み自体が、参加者が、後で自分たちが行った訓練をフィードバックし、それを共有して、さらに今後の訓練のバージョンアップにつなげていく訓練。区には実際に行った訓練を報告してもらうことになっている。将来的には、素晴らしい企画内容の訓練については、これを発表して他のところにも取り入れてもらうように働きかけるなど、訓練実施後に情報共有できるような仕組みにもっていくことができるのではないかと考えている。

平成23年度 第17回外部評価委員会
マンション防災対策　議事概要

日時：2月 13 日(月)　15:55-16:25
場所：千代田区役所4階 403 会議室
対象事業：マンション防災対策
出席者：武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員
　　環境安全部　桑原危機管理担当部長、小川防災課長

（本事業の対象及び目標設定）

●キャビネットについては、エレベーターに閉じ込められたときの対応なので、エレベーターの数ほど閉じ込められる可能性がある。
●したがって、委員会からの提言としては、分譲・賃貸マンションに限らず公共施設も入れてはどうか、すなわち千代田区内に全てのエレベーターが本事業の対象となるのではないかという考えを示したところ。
●従来分譲マンションだけに限っていたものを、来年度からは賃貸にも広げるということではあるが、今後はさらに公共施設や教育機関等も対象としていくことが望ましい。
●例えば、学生が移動中に 20 人もエレベーターに閉じ込められた場合を想定しただけでもキャビネットがあるとなしとでは大きな違いがある。
●マンションしか対象にしないということではなく、少し視野を広げて実施してほしい。

（AED）

●AED については実際に利用されることよりも、平時の安全・安心のためとのことだが、確かに日本全体でも利用実績がほとんどないらしい。本来は成果を示すのであれば、利用されて命が助かった人が何人いるかというようなことになるが、それを示すのは難しいとしても、区内全体で「5件の申請」を目標値とするのは、区の目標設定として妥当といえるか。
⇒【環境安全部回答】
　病院などの民間施設も含め区内全体で AED が何台あるかまでは把握していないが、AED に関しては設置先の新規開拓が難しい側面がある。
　また、AED 設置に対する潜在的な需要がどの程度あるかということも読みにくく、あまり現実離れした目標を立てるのも適切ではないということもあり、結果的にこの目標値となった。

（キャビネット）

● キャビネット設置に関連して、対象となるマンション（分譲）が、400 棟くらいあるということだが、現行の建築基準法に適合していないマンションがどれくらいあるか

把握し、その上で適合していないマンションに対してどう対応するかということも検討が必要なのではないか。

⇒【環境安全部回答】

適合していないマンション数に関するデータはないが、基本的には適合しているはずではないか。申請を受けたものについては、適合していないものはなかった。